

## 国立大学法人島根大学と株式会社山陰合同銀行グループ との包括連携協力に関する協定書

国立大学法人島根大学，株式会社山陰合同銀行，株式会社山陰経済経営研究所及びごうぎんキャピタル株式会社（以下，総称して「協定者」といい，個別に「各協定者」という。）は，地域社会の発展に貢献するため，相互が連携することに合意し，次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は，各協定者がそれぞれ所有する知的・人的資源を有効に活用し，連携協力することで，地域産業界の活性化をはじめ地域社会の持続的発展に貢献することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため，協定者は次の各号に定める事項について，互いに連携協力する。

- 一 企業等との共同研究，受託研究及び技術移転の推進に関する事。
- 二 ベンチャー起業家への支援，企業等の新事業進出支援に関する事。
- 三 地域経済活性化に関する事。
- 四 教育，文化事業等の振興に関する事。
- 五 アジアを中心とした国際交流の発展に関する事。
- 六 その他，地域社会の発展に資する活動に関する事。

### （守秘義務）

第3条 協定者は，本協定に基づく連携協力において知り得た情報（情報の媒体の形態は，文書，電磁的記録その他の情報の形態を問わず，また，その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含むものとする。）を連携協力上必要な範囲を超えて使用してはならず，各協定者の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし，次に掲げる情報は除くものとする。

- 一 情報開示した各協定者（以下「情報開示協定者」という。）から事前承諾を得て第三者に開示する情報
- 二 情報開示協定者から開示を受けた際に既に公知となっている情報
- 三 情報開示協定者から開示を受けた後，開示を受けた各協定者の責によることなく公知となった情報
- 四 情報開示協定者から開示を受ける前に取得していた情報
- 五 法令等の規定により開示しなければならない情報

### （複写及び保管等）

第4条 協定者は，本協定に基づく連携協力において知り得た情報を複写，複製する場合は，連携協力上必要な範囲で行い，善良なる管理者の注意を持って管理し，保管するものとする。

2 情報開示協定者から当該情報の返還請求があった場合、その他の各協定者はこれを速やかに返還し、又は情報開示協定者の指示に従って処分するものとする。

(対外発表)

第5条 本協定に基づく連携協力の全部又は一部について公表を行う場合は、事前に各協定者との間で協議して、その公表の時期、内容、方法等に関し合意したうえで行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに本協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は更に1年間これを延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、各協定者は本協定の有効期間中であっても、その他の各協定者に対して、解除予定日の1月前までに書面により通知することにより、本協定を解除することができる。

3 本協定が第1項に定める有効期間の満了又は前項による解除により効力を失った後も、前条及び第3条の規定は、本協定の終了後5年間は引き続き効力を有するものとする。

(疑義の決定等)

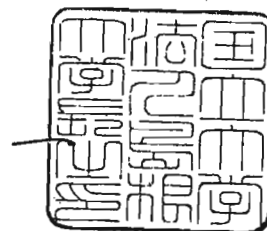
第7条 本協定書に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義が生じた場合は、各協定者間で協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を4通作成し、各協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年3月25日

島根県松江市西川津町 1060  
国立大学法人 島根大学  
学 長

本 田 雄



島根県松江市魚町 10  
株式会社山陰合同銀行  
代表取締役

古 瀬

誠



島根県松江市白潟本町 18  
株式会社山陰経済経営研究所  
代表取締役

小 松 泰 夫



島根県松江市白潟本町 71  
ごうぎんキャピタル株式会社  
代表取締役

濱 辺 弘 志

